

特定非営利活動法人 難病障がい児者を支えるみなのか
障害福祉サービス事業に係る虐待防止・身体拘束
マニュアル

令和4年12月1日

I 障害者虐待防止の基本

1 障害者虐待とは

(1) 「障害者虐待」の定義

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、障害者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも、適切に対応することが重要です）。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を、ア）養護者による障害者虐待、イ）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及びウ）使用者による障害者虐待に分け（第2条第2項）、以下のように定義しています。

障害者虐待防止法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。同条で禁止されている虐待は、「障害者虐待」より範囲が広いと考えられます。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の定義

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

「障害者福祉施設等」とは「障害者福祉施設」及び「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業と定義し、具体的には以下のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害福祉サービス事業	・ 障害福祉サービス事業 ・ 指定特定相談支援事業 ・ 障害児相談支援事業	就労移行支援事業 障がい児通所支援事業

(障害者虐待防止法第2条第4項) ※以下障害者虐待防止法の条文は(法第○条)と記載

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。

①身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
②性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③心理的虐待	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④放棄・放任	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
⑤経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。

2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障害者虐待防止と対応のポイント

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた支援体制を構築することが必要です。

ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ 虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してから対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、まず、住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ることが必要です。

また、障害者やその家族などが孤立することがないように、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を積極的に図ります。

障害者福祉施設等は、今後、より高いレベルで虐待防止に向けた取組みを進めることが必要です。例えば、第三者評価を受けることや虐待防止委員会の設置、内部研修や会議等を通じて施設内での円滑なコミュニケーションを図る、などが有効です。

イ 虐待の早期発見・早期対応 障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。このため、まずは法に規定された通報義務を周知していくことが必要です。また、障害者虐待防止法では、国・地方公共団体のほか、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めます。(法第6条第2項)。これら関係者は、虐待問題に対する意識を高く持ち、さらに、地域組織との協力連携、ネットワークの構築などによって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整えていきます。

ウ 障害者の安全確保を最優先する 障害者虐待に関する通報等の中には、障害者の生命に関わるような緊急的な事態があると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障害者の安全確保を最優先するために入院や措置入所などの緊急保護を必要とする場合があります。ただし、このような緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップが必要です。

エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援 虐待を受けた障害者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合も多くみられます。障害者が主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら、障害者が本来持っている力を引き出す関わりを行い(エンパワメント)、本人の自己決定を支援する視点が重要です。(法第4

1 条)

オ 関係機関の連携・協力による対応と体制 障害者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障害に対する理解不足、金銭的要因など様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援するにあたっては障害者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要となります。そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要です。

(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合がありますが、虐待でないことを確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない 虐待事案においては、虐待をしているという自覚がある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気づいていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活困難な状況に置かれたりすることがあります。虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気づかせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

イ 障害者の「自覚」は問わない 障害者の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えないケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある 施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方ない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預ってもらっているという家族の気持ちや、ほかに行き場のないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

3 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、障害者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等に対する責務が規定されています。

(1) 国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、次の規定されています。

関係機関の連携強化、支援などの体制整備（法第4条第1項）

①人材の確保と資質向上のための研修等（法第4条第2項）

②通報義務、救済制度に関する広報・啓発（法第4条第3項）

③障害者虐待の防止等に関する調査研究（法第42条）

④成年後見制度の利用の促進（法第44条）

(2) 国民の責務

国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています。（法第5条）

(3) 福祉等関係者の責務

障害者福祉施設等及び障害者福祉施設従事者等は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。（法第6条第2項）また、福祉等関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない。（法第6条第3項）

さらに、障害者福祉施設の設置者等の責務として、障害者福祉施設従事者等の研修の施、苦情解決体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講ずることが規定されています。（法第15条）

4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待にかかる市町及び県の役割と責務

(1) 市町村の役割と責務

①通報又は届出を受けた場合の事実確認等（→省令で定める）

②通報又は届出を受けた場合の県への報告（法第17条）

③障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（法第19条）

(2) 県の役割と責務

①障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（法第19条）

②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表（法第20条）

障害者虐待の例

区 分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や 飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける，医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する，ミトンやつなぎ服を着せる，部屋に閉じ込める，施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても，本心からの同意 かどうかを見極める必要がある） 【具体的な例】 ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する，会話する・わいせつな映像を見せる
心理的虐待	脅し，侮辱などの言葉や態度，無視，嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る ・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放任	食事や排泄，入浴，洗濯など身の世話をしない，必要な福祉サービスや 医療や教育を受けさせない， などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化，又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてあるなど 劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行か せない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金，賃金を使ったり勝手に運用し，本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在 宅 (養 護 者 ・ 保 護者)	福 祉 施 設						企 業	学 校 病 院 保育所
		障がい者 総合支援法		介護保 険 法等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系, 日中系, 訪問系, G H 等 含む)	相談支 援事業 所	高齢者施 設 (入所 系, 通所 系, 訪問 系, 居住系 等含む)	障害児通 所支援事 業所	障害児 入所施 設 等 (注 1)	障害児相 談支事業 所等		
18 歳 未満	児 童 虐 待 防 止 法・被虐 待 者 支 援 (都道 府 県) ※	障害者虐待防止法 ・ 適切な権限行使 (都 道府県市町村)			障 害 者 虐 待 防 止 法 (省 令) ・ 適 切 な 権 限 行 使 (都 道 府 県 市 町 村)	児童福 祉 法・ 適切な 権限行 使 (都 道 府 県)	障害者虐 待防止法 (省 令 ・ 適 切 な 権 限 行 使 (都 道 府 市 町 村)	障 害 者 虐 待 防 止 法・適 切 な 権 限 行 使 (都 道 府 県 労 働 局)	障 害 者 虐 待 防 止 法・間 接 的 防 止 措 置 (施 設 長)
18 歳 以 上 65 歳 未満	障 害 者 虐 待 防 止 法・被 虐 待 者 支 援 (市 町 村)			【 特 定 疾 病 40 歳 以 上 】	(20 歳 ま で) (注 2)	【 20 歳 ま で】			
65 歳 以上	障 害 者 虐 待 防 止 法 高 齢 者 虐 待 防 止 法・被虐 待 者 支 援 (市町 村)			高 齢 者 虐 待 防 止 法・ 適 切 な 権 限 行 使 (都 道 府 県 市 町 村)					

※養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

1 障害者虐待の要因

障害者に対する虐待が発生する要因について、厚生労働省の虐待防止通知によると「虐待が生ずる要因は複雑・多様であり、個々の実情に応じたきめ細かな対策が必要であると考えられるが、①虐待は密室の環境下で行われること、②障害者の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていくこと、③職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい」としております。

①密室の環境下

- ・施設の立地が社会的に隔離された場所にある。
- ・エリアや訓練室等で、利用者と職員が1対1となることがあり、他の利用者や職員の目の届かない場合がある。

②小さな出来事から次第にエスカレート

【利用者、その家族】

- ・利用者が被害を認識できない。
- ・利用者やその家族が虐待に気づいても、その障害者福祉施設等を利用できなくなっているいけないので、利用者に我慢させるなど黙っている。

【職員】

- ・職場環境等（職員との人間関係、利用者へ支援等）が、自分の思いどおりとならないストレスから、発散先として利用者へあたる。
- ・職員は利用者に対して「支援する側」という優位な立場にあり、しつけ、指導の名の下に不適切な支援を行っても利用者が認識できない場合や利用者やその家族から障害者福祉施設等に対し苦情がない（発覚しない）と、次第にエスカレートしていく。

③職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない

- ・利用者の障害特性や状態を把握していないため、適切な支援を行えず、行動障害があった場合、力や隔離（身体拘束等）で止めようとする。
- ・専門的知識や技術がないため、放置し適切な支援が行われていない。

2 障害者虐待の防止の取組

(1) 体制の整備

- ・運営規程に虐待防止のための責任者を明記
- ・虐待防止のための委員会設置
- ・防止ツール（マニュアル、チェックリスト等）の整備

法運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めることと規定されており、

①虐待の防止に関する責任者の選定、②苦情解決体制の整備、③従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等について規定しています。

なお、虐待の防止に関する責任者の選定だけで終わるのではなく、障害者福祉施設内部の各担当部門による虐待防止のための委員会（管理者部会）を通して、虐待防止の取組を行う体制を整備し、定期的な委員会の開催をおこないます。

(2) 管理者・職員の研修、資質向上

- ・管理者等が自ら障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、高い意識を持つ。
- ・職員各人が支援技術を高め、組織としてノウハウを共有
- ・定期的に障害者虐待や支援技術向上に関する研修を実施
- ・事業所全体で風通しが良く、働きがいのある職場環境を整備

管理者は、職場内で支援に当たる職員の悩みや苦勞が相談でき、その悩み等を解決・改善できる体制づくりを行うとともに、職場内で自由な意見が言える風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

(3) 個別支援の推進

- ・管理的な運営から、利用者一人ひとりの尊厳を保ち自分らしく生活できる環境づくり
- ・利用者ごとの総合的な支援方針や生活全般の質向上のための個別支援計画の作成
- ・個別支援計画に基づくサービス提供及び児童発達管理責任者による実施状況把握

個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、児童発達管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

(4) 虐待を未然に防止する取組

- ・利用者やその家族からの苦情を解決する体制の整備
- ・苦情があった場合の適切な解決及びサービス向上に資する取組み
- ・事故、ヒヤリ・ハット報告の活用による不適切事案の早期発見、再発防止
- ・チェックリストの活用

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設等に対してサービスを利用している障害者やその家族からの苦情を解決する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（法第15条）。

苦情等の相談があった場合は、苦情解決責任者等による適切な解決方法を見出し、サービ

ス向上のための改善を図る必要があります。苦情の内容によっては第三者委員会による検討や、市町障害者虐待防止センターへ通報するなど、適切な対応が必要です。

また、事故報告やヒヤリ・ハットに係る報告書を基に、職員会議等による原因究明、再発防止策の検討により、虐待につながる不適切事案の早期発見、再発防止に努めることが必要です。

※PDCA サイクル【plan（情報収集・計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→act（処置・改善）】の活用

○障害者虐待相談・通報・届出提示物の例

障害者虐待の相談・通報・届出先当施設の虐待防止責任者は、〇〇〇〇です。ご心配がありましたら、お気軽にご相談ください。

TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇

また、〇〇市の障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、届出窓口は下記のとおりです。

【日中（〇時～〇時）】

〇〇市町村役所 □□課 △△係 TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇 〇〇

市町村障害者虐待防止センター TEL △△-△△△△ FAX △△-△△△△

虐待防止チェックリスト 職員用

1 利用児への体罰など	よく ある	時々 ある	たまに ある	な い
①利用児に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				
②利用児に対して、身体的拘束や長時間正座・直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				
③利用児に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				
④利用児に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				
2 利用児への差別	-	-	-	-
①利用児をその人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				
②利用児の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				
③利用児の障がいにより克服困難なことを、利用児本人の責めに返すような発言をしたことがある。				
④利用児の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。				
⑤利用児の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				
3 利用児に対するプライバシーの侵害	-	-	-	-
①職務上知り得た利用児個人の情報を他に漏らしたことがある。				
②利用児の同意を事前に得ることなく、所持品等を確認したことがある。				
③ a（男性職員が）女性利用児の衣服の着脱、排せつ、生理等の介助をしたことがある。				
④ b（女性職員が）男性利用児の衣服の着脱、排せつ等の介助をしたことがある。				
⑤利用児本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や製作した作品を展示したことがある。				
4 利用児の人格無視	-	-	-	-
①利用児を呼び捨てやあだ名、呼称で呼んだことがある。				
②利用児に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。				
③利用児の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。				
④利用児を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。				
⑤利用児の担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。				
5 利用児への強要制限	-	-	-	-
①利用児に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。				
②利用児の活動等に対して、いたずらにノルマを課したことがある。				
③利用児に嫌悪感を抱かせるような活動・訓練などを強要したことがある。				

虐待防止チェックリスト

1 規定, マニュアルやチェックリスト等の整備	実践 中	一部 活用	準備・ 改善中	実践 せず
①倫理綱領, 職員行動規範を定め, 職員への周知ができています。				
②虐待防止マニュアルやチェックリスト等について, 職員に周知徹底すると共に活用している。				
③緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の手続き, 方法を明確にし, 利用者や家族に事前に説明を行い, 同意を得ている。				
④個別支援計画を作成し, 適切な支援を実施している。				
⑤利用児の家族等から情報開示を求められた場合は, いつでも応じられるようにしている。				
2 風通しの良い職場環境づくりと職員体制				
①職員会議等で情報の共有と職員間の意思疎通が図られている。				
②上司や職員間のコミュニケーションが図られている。				
③適正な職員配置ができています。				
3 職員への意識啓発と職場研修の実施				
①職員への人権等の意識啓発が行われている。				
②職場での人権研修等が開催されている。				
③職員の自己研さんの場が設けられている。				
4 利用児の家族との連携				
① 利用児家族等と定期的に連絡調整が図られている。				
② 利用児の家族と支援目標が共有できている。				
③ 職員として利用児の家族から信頼を得られている。				
5 外部からのチェック				
①虐待の防止や権利擁護について, 外部の専門家等による職員の評価, チェックを受けている。				
②設事業者の監査において, 虐待防止に関わるチェック等を実施している。				
③地域ボランティアの受け入れを積極的に行っている。				
④実習生の受け入れや施設見学を随時受けている。				
6 苦情, 虐待事案への対応等の体制整備				
①虐待防止に関する責任者を定めている。				
②施設内に虐待防止や権利擁護に関する委員会を設置している。				
③職員の悩みを相談できる相談体制を整えている。				
④施設内で虐待事案の発生時の対処方法, 再発防止策等を具体的に文章化している。				

障害者・児 虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障害者自らＳＯＳを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- ☐ 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- ☐ 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- ☐ 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- ☐ 頭、顔、頭皮などに傷がある
- ☐ お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- ☐ 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ☐ 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- ☐ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- ☐ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

<性的虐待のサイン>

- ☐ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- ☐ 肛門や性器から出血、傷がみられる
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 周囲の人の体をさわるようになる
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる
- ☐ ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- ☐ 性器を自分でよくいじるようになる

<心理的虐待サイン>

- ☐ かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- ☐ 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- ☐ 身体を萎縮させる
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- ☐ 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- ☐ 自傷行為がみられる
- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- ☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする

<放棄・放任のサイン>

- ☐ 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- ☐ 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ごみを放置している
- ☐ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- ☐ 体重が増えない、お菓子しか食べない、よそではガツガツ食べる
- ☐ 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- ☐ 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ☐ 学校や職場に出てこない
- ☐ 支援者に会いたがらない、話したがらない

<経済的虐待のサイン>

- ☐ 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
 - ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
 - ☐ 年金や賃金はどう管理されているのか本人が知らない
 - ☐ サービスの利用料や生活費の支払いができない
 - ☐ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
 - ☐ 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える
- ※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

【注】セルフネグレクト（自己による放任）について

セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、市町の障害者の福祉に関する事務を所管している部局等は、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応をする必要があります。

<セルフネグレクトのサイン>

- ☐ 昼間でも雨戸が閉まっている

- ☐ 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
 - ☐ ごみが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
 - ☐ 郵便物がたまったまま放置されている
 - ☐ 野良猫のたまり場になっている
 - ☐ 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる
- ※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

III 障害者福祉施設従事者等による通報について

1 虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合

障害者虐待防止法第 16 条第 1 項では、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」と規定されており、障害福祉施設従事等は、自身が勤務する障害者福祉施設等であっても管理者等に報告することや虐待を受けたと思われる障害者に事実確認をする必要はなく、速やかに市町へ通報する義務があります。

なお、障害者福祉施設等の管理者などは、職員や利用児の家族から障害者虐待について相談を受ける場合などが考えられます。その場合も、障害者が虐待を受けたと思われるときは、内部で解決を図ることなく、速やかに市町に通報する義務があります。

また、虐待を受けた利用者の家族から、虐待内容を公にしないよう要望がある場合も想定されますが、管理者等は、虐待は障害者の心を傷つけるものや犯罪となるものがあり、通報することで、同じ施設等を利用する障害者の権利利益の擁護にも資することを説明し、理解を得る必要があります。通報後の事実確認は、市町村又は県（障害者総合支援法等の指定、指導権限による）が行います。

2 施設等の所在地と支給決定した市町村が異なる場合

障害者が利用している障害者支援施設等の所在地と当該支給決定を行った市町が異なる場合がありますが、最初に通報を受けた市町村が聞き取りを行い、支給決定を行った市町村と異なる場合は、支給決定した市町村へ通報内容が引き継がれます。

3 通報する場合のポイント

- ・ 虐待の事実を正確に伝えることで、市町や県による事実確認が円滑に実施。
- ・ 虐待の日時、場所、内容、証拠品など、できるだけ詳しく。

障害者福祉施設従事者等は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報に当たっては、正確な内容を伝えることによって、市町又は県による事実確認が円滑に行われることになります。

その際、虐待を受けたと思われる障害者の名前や加害の従事者等の名前のほか、虐待の日時、場所、虐待の内容、虐待の証拠となる物の保管場所など、できるだけ詳しい虐待の内容を伝えるようにしてください（伝聞の場合は、誰から聞いた情報であると伝える。）。

4 通報等による従事者等への不利益取扱いの禁止

- ・ 通報したことを理由に解雇等の不利益取扱いを受けない。
- ・ ただし、虚偽の通報の場合は例外

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏洩罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（法第 16 条第 3 項）
- ② 障害者福祉施設等従事者等による障害者虐待の通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（法第 16 条第 4 項）が規定されています。こうした規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも法第 16 条第 1 項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。従って、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第 16 条第 4 項が適用されないことになります。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

障害者福祉施設の管理者や従事者等に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発することが必要です。

IV 行政から事実確認を求められた場合の対応

1 市町村による事実確認

通報を受けた市町村は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害福祉サービス事業所等、虐待を受けたと思われる障害者に対して実施します。

この段階で市町村が行う事実確認は、障害者総合支援法、児童福祉法に規定する市町村長の調査権限（障害者自立支援法第 48 条第 1 項等）に基づくものではなく、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われますが、障害福祉サービス事業所等施設の設置者等は、障害者虐待の通報があった事実を受けとめ、市町村の事実確認に協力すべきです。

2 市町村から県への報告

市町村は、通報があった事案のうち、障害者福祉施設等従事者等による虐待の事実が確認できた事案について、県へ情報を報告します。

ただし、障害福祉サービス事業者等が市町村の調査に協力しない場合等、県と市町村が共同で調査を行うべきと判断された場合には、障害者虐待の事実が確認できていなくても市町村から県へ報告されます。

なお、悪質なケース等で、県による迅速な権限発動が必要と市町村が判断した場合は、速やかに市町村から県に報告されます。

3 県による事実の確認

市町村からの報告を受けた県は、市町村によって障害者虐待の事実確認がされていないときなど、報告に係る障害者福祉サービス事業所等に対して、事実確認のための調査を実施します。

4 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町長又は県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法、児童福祉法その他関係法律に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています。（法第 19 条）

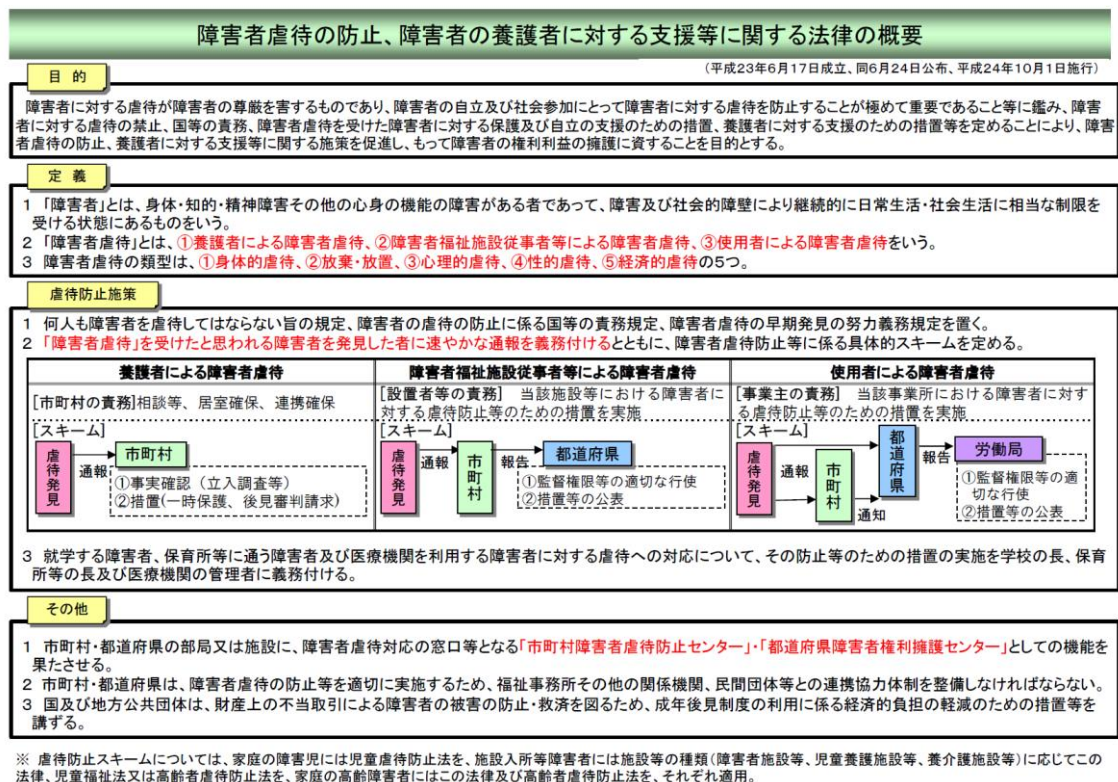
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が強く疑われる場合には、当該施設等から報告徴収を受けて事実を確認し、障害者虐待が求められた場合には、市町又は県は、指導を行い改善を図るようにします。

指導に従わない場合には、社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を行使することにより、障害者の保護を図ります。

5 通報者の立場の保護

事実確認の際、市町及び県職員は、障害者福祉施設等の管理者等に対して通報した者を特定されるものを漏らすことはありません。(法第 18 条)

V 虐待防止施策



VI 虐待の事実が確認された場合の対応

1 被害者や被害者の家族への説明及び被害者のケア

障害福祉施設等の管理職等は、市町又は県の実地指導等で虐待の事実が確認された場合は、速やかに被害にあった障害者及びその家族等に状況説明と謝罪を行う必要があります。

さらに、虐待を受けた障害者の安全確保及び心的外傷、精神的ケアを第一に考えた対応が重要となることから、専門家の意見を聞くなど、被害者のケアに努めるとともに、代替施設を含めたサービス利用の継続性について、本人や家族の意向の確認などを行い、必要に応じて支給決定した市町村や相談支援事業所と連携していくことが必要です。

2 虐待原因の分析及び加害職員等の処分

管理者等は、被害者が恐怖や不安を感じることをないように加害職員等を配置換えしたり自宅待機とするとともに、虐待の原因究明については、加害職員と当該施設管理者等の人間関係などによって手心が加えられたり、施設側に都合のよい原因整理となることを防ぐため、虐待防止の委員会に第三者的立場の有識者を加えて検証を行うなど、客観的な原因の分析を行っていきます。

また、虐待原因の分析結果による加害職員等の関係者の処分については、倫理規程等に基づき、厳正に処分を行う必要があります。(虐待の程度によっては、刑事責任や民事責任等を問われることがあります。)

3 再発防止に向けた取組み

市町又は県から改善状況の報告等を求められた場合は、適切に対応する必要があります。

虐待の原因分析により明らかになった要因について、再発防止のために必要な改善計画を作成し、全体での取組を行っていきます。

4 サービス評価（第三者評価）による指導

改善状況の確認のため、第三者評価による指導を受ける方法もあります。

VII 身体拘束に対する考え方

1 基本的考え方

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

2 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ③ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ④ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3 やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は慎重に行います。

○ やむを得ず身体拘束を行う3要件

①切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。
②非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法に選択する必要があります。
③一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

○ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載 やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、児童発達管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席して決定していきます。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画・同意書のいずれかに身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

- ③ 必要な事項の記録 また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します

○虐待防止センター一覧（青森県障害福祉課 web サイトより）

○市町村障害者虐待防止センター(市町村担当課)

市町村名	担当課	電話番号
青 森 市	障害者支援課	017-722-3260
弘 前 市	福祉総務課	0172-40-7036
八 戸 市	障がい福祉課	0178-43-9343
黒 石 市	福祉総務課	0172-52-2111 (代表)
五所川原市	家庭福祉課	0173-35-2111 (代表)
十 和 田 市	福祉課	0176-51-6718
三 沢 市	家庭福祉課	0176-53-2241
む つ 市	障害福祉課	0175-22-1111 (代表)
つ が る 市	福祉課	0173-42-2111 (代表)
平 川 市	福祉課	0172-44-1111 (代表)
平 内 町	保健福祉課	017-755-2114
今 別 町	町民福祉課	0174-35-3004
蓬 田 村	健康福祉課	0174-27-2111 (代表)
外ヶ浜町	福祉課	0174-22-2941
鰺ヶ沢町	健康福祉課	0173-72-2111 (代表)
深 浦 町	町民課	0173-74-2115
西 目 屋 村	住民課	0172-85-2804
藤 崎 町	福祉課	0172-75-3111 (代表)
大 鰐 町	保健福祉課	0172-48-2111 (代表)
田 舎 館 村	厚生課	0172-58-2111 (代表)
板 柳 町	健康福祉課	0172-73-2111 (代表)
鶴 田 町	町民生活課	0173-22-2111 (代表)
中 泊 町	福祉課	0173-57-2111 (代表)
野 辺 地 町	介護・福祉課	0175-64-1770
七 戸 町	健康福祉課	0176-68-3500
六 戸 町	町民福祉課	0176-55-3111 (代表)
横 浜 町	健康福祉課	0175-78-2111 (代表)
東 北 町	福祉課	0176-56-3111 (代表)
六ヶ所村	福祉課	0175-72-2111 (代表)
おいらせ町	介護福祉課	0178-56-4705
大 間 町	住民福祉課	0175-37-2111 (代表)
東 通 村	いきいき健康推進課	0175-28-5800 (代表)
風 間 浦 村	村民生活課	0175-35-3111 (代表)
佐 井 村	住民福祉課	0175-38-2111 (代表)
三 戸 町	住民福祉課	0179-20-1151
五 戸 町	福祉保健課	0178-62-2111 (代表)
田 子 町	福祉課	0179-32-3111 (代表)
南 部 町	健康福祉課	0178-76-2111 (代表)
階 上 町	保健福祉課	0178-88-2641
新 郷 村	住民生活課	0178-61-7555 (代表)

○青森県障害者権利擁護センター

- ・青森県庁障害福祉課

障害企画・精神保健グループ

電話 017-734-9307

FAX 017-734-8092

時間 8:30～17:15

- ・青森県社会福祉協議会障害者権利擁護センター

電話 017-721-1206

FAX 017-723-1394

時間 9:00～17:00（時間外は留守番電話）